

印西市の谷津と台地の生物多様性を守る条例

目次

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、印西市環境基本計画（印西市緑の基本計画も入れるかどうか）に基づき、印西市に残る谷津と台地を中心とした里山の生物多様性保全とその推進に必要な事項を定め、市、市民、事業者及び土地の所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）との協働により、豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくりと現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里山
- (2) 谷津
- (3) 台地

(市の責務)

第3条 市は、里山の生物多様性保全策を総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び土地の所有者等（以下「市民等」という。）の意見を尊重し、それらの参加が図られるように努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、里山の生物多様性の保全に自ら努めるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、里山の生物多様性保全が図られるよう自ら必要な措置を講ずるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第6条 土地の所有者等は、自らが所有し、管理し、又は占有する土地における里山の生物多様性保全の推進に自ら努めるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

(相互の協力)

第7条 市及び市民等は、それぞれの責務を認識し、かつ、それぞれの役割に応じ相互に協力することにより、継続的に里山の生物多様性保全の推進に努めなければならない。

第2章

第8条

第3章 里山の生物多様性の保全

第1節 里山保全地域の指定等

(里山保全地域の指定)

第10条 市長は、法の規定により里山の生態系が保全される区域を除く土地で、里山の生物多様性保全に寄与するものと認められる次の各号のいずれかに該当する土地の区域を里山保全地域として指定することができる。

- (1) ゲンジボタル、ヘイケボタル、ニホンアカガエル、アカハライモリなど希少種を保全・保護

する必要のある土地の区域

- (2) 生物の生息・生育地として適正に保全する必要のある土地の区域
- (3) 台地と谷津が一体となって良好な生物の生息・生育環境を形成している土地の区域
- (4) 風致及び景観に優れている土地の区域
- (5) 遺跡、文化財等の貴重な文化的遺産又は社寺等郷土の伝統的な資産と一体となって良好なみどりを形成している土地の区域

2 市長は、里山保全地域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、里山保全地域の案を作成しなければならない。

3 市長は、里山保全地域の案を作成したときは、その旨を公告し、当該案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 里山保全地域の住民及び利害関係人は、前項の縦覧期間中に、当該縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、里山保全地域を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

6 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴こうとするときは、第4項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない。

7 市長は、里山保全地域を指定したときは、その旨を公告するとともに、当該里山保全地域の区域を明示した標識を設置するものとする。

8 市長は、第1項の指定の理由が失われたと認めるとき、又は当該区域について他の法令により生物多様性の保全を目的とした指定がされたときは、指定の解除又は区域の縮小を行うことができる。

9 第2項から第7項までの規定は、里山保全地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(里山保全地域内における行為の届出)

第11条 里山保全地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 前各号に掲げるもののほか、里山保全地域の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 市長は、里山保全地域における生物多様性の保全のため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる行為をしようとする者に対して、必要な指導又は勧告をすることができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

4 市長は、里山保全地域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

5 第1項の規定は、次に掲げる行為について適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (2) 非常災害のために応急措置として行う行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

6 国の機関又は地方公共団体は、第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、

当該届出に代え、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(保全管理計画)

第12条 市長は、里山保全地域又は法第12条の規定による特別緑地保全地区（以下「里山保全地域等」という。）の生物多様性を適正に保全管理するため、次に掲げる者の意見を聴いて、里山の生物多様性の保全管理に関する計画（以下「保全管理計画」という。）を定めることができる。

- (1) 里山保全地域等の土地の所有者等
- (2) 里山保全地域等における生物多様性の保全管理を協力して行おうとする者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 保全管理計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 里山保全地域等における動植物の生息に配慮した生物多様性の保全管理の方針
- (2) 里山保全地域等における生物多様性の保全管理の方法
- (3) 里山保全地域等における施設整備の方針
- (4) その他里山保全地域等における適正な生物多様性の保全管理のために必要な事項

3 市長は、保全管理計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 保全管理計画に基づく保全管理は、里山保全地域等の土地の所有者等が第1項第2号に規定する者と協力して実施するものとする。

(保全管理協定)

第13条 市長は、里山保全地域における生物多様性の保全のため必要があると認めるときは、土地の所有者等との間でみどりの保全に関する協定（以下「保全管理協定」という。）を締結することができる。

2 保全管理協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 保全管理協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）及びその概況
- (2) 協定区域内の生物多様性の管理に関する事項
- (3) 協定区域内の生物多様性の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあっては、当該施設の整備に関する事項
- (4) 保全管理協定の有効期間
- (5) 保全管理協定に違反した場合の措置

(里山保全地域等に関する支援)

第14条 市長は、里山保全地域等の生物多様性の保全に関し、必要があると認めるときは、里山保全地域等の土地の所有者等及び生物多様性の保全管理を協力して行う者に対して必要な支援をすることができる。

第2節 里山における希少種等の指定

(希少種等の指定)

第15条 市長は、市街化区域及びその周辺地域において、絶滅の危機に瀕している生物を、保護生物、保全生物として指定することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、地域において市民に親しまれている里山の生物で規則で定める要件に該当するものを、生物多様性保全の生物として指定することができる。

3 市長は、前2項に規定する保護・保全する生物（以下「保護生物等」という。）を指定したときは、その指定した旨を公表するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護生物等の指定を解除するものとする。

- (1) 土地の改変により、保護生物等の生息・生育地でなくなったとき。
- (2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

5 保護生物等の生息・生育地の所有者は、前項各号に掲げる事由が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

()

第16条 保護生物等の生息・生育地の所有者は、当該土地を改変しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる行為について適用しない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 非常災害のために応急措置として行う行為

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、その届出をした者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

(保護生物等に関する支援)

第17条 市長は、保護生物等の保存に関し、必要があると認めるときは、保護生物等の生息・生育地の所有者に対して必要な支援をすることができる。

第3節 その他のみどりの保全

(農地の保全等)

第18条 市長は、良好な都市環境の維持を図るため、農地の保全及び活用に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(動植物の生息地の保全)

第19条 市長は、里山の生態系の保全に資するため、多様な動植物の生息・生育地の保全に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(谷津の集水域の保全等)

第20条 市長は、自然の水循環機能の保全に資するため、谷津の集水域の保全及び地下水の^{かん}涵養に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第21条 市長は、この条例又は法その他の里山の生物多様性の保全を目的とする法令の規定により、保全を図るべき里山の生物の態様に応じて可能な保全手法を検討し、その保全に努めるものとする。

第4章 環境基本計画及び緑の基本計画の推進

念押しするかどうか。

第22条

以下、必要な項目

指定基準、指定の方法（協議会などの設置）、指定した場合の保全計画の作成、

メリット（税の免除、水費用の免除、草刈りへの助成金など）

OECMへの登録

第7章 雑則

(知識の普及等)

第29条 市長は、市民等の意識の高揚を図るため、里山の生物多様性保全及び推進に関し、知識の普及及び情報の提供を行うとともに、教育及び学習の振興に努めなければならない。

2 市長は、市民等が行う里山の生物多様性保全及び推進を図るための自主的活動の育成に努めるものとする。

(調査研究の実施)

第30条 市長は、里山の生物多様性保全の施策の策定に必要な調査研究を行うとともに、その成果を公表するよう努めるものとする。

(広域的施策の推進)

第31条 市は、国、関係地方公共団体等と連携を密にして、里山の生物多様性の保全及び推進に関する広域的な施策の推進に努めなければならない。

(立入検査) **いらない。**

第32条 市長は、第11条の規定の施行に必要な限度において、その職員をして里山保全地域の土地に立ち入らせ、又は同条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為がみどりの保全に及ぼす影響を調査させることができる。

2 土地の所有者等は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条第3項の規定に違反した者
- (3) 第32条第2項の規定に違反した者

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、 から施行する。